



クルーズコントロール

追加型投信／内外／資産複合

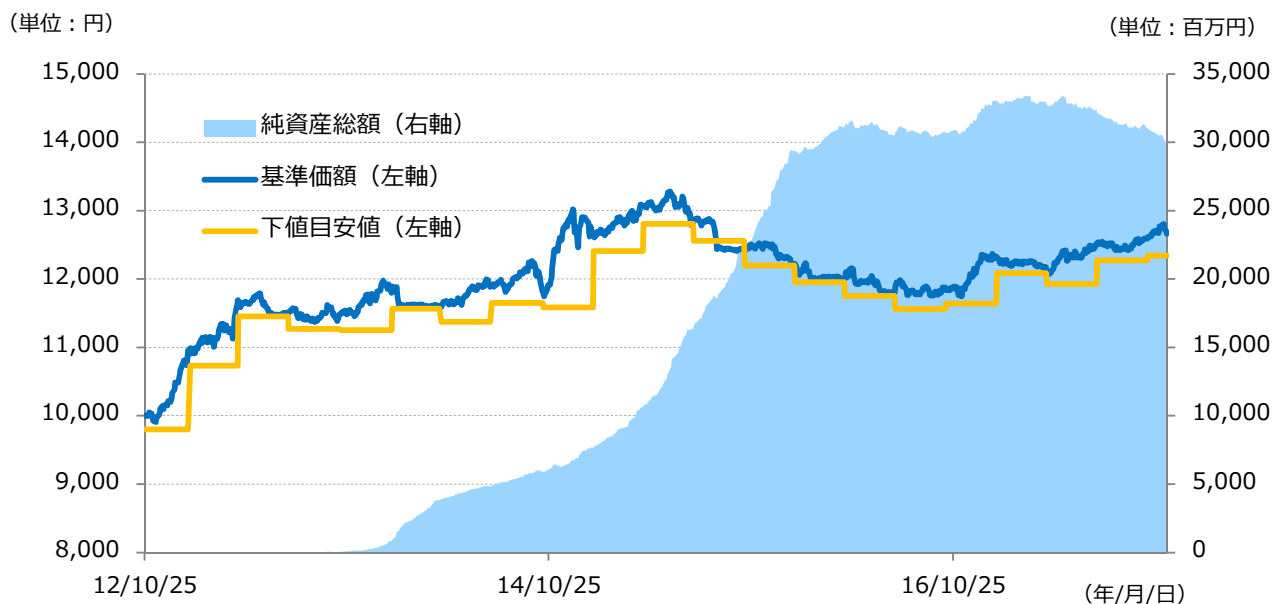
CRUISE CONTROL
クルーズコントロール
追加型投信 内外／資産複合

運用開始から5年を迎えた 「クルーズコントロール」

運用開始5年間の振り返り

- ◆クルーズコントロールは、2012年10月26日の運用開始以来、バーナンキショック、新興国リスクの増大、原油価格の下落、ギリシャ支援問題、中国株式下落、英国のEU離脱国民投票にともなう大きな混乱等、数多くの金融市場の大きな変動に見舞われました。
- ◆運用開始以来、上昇基調であった基準価額は、2015年6月以降下落基調となりましたが、2016年11月以降は、堅調な株式市場に支えられ、おおむね安定的に基準価額は上昇しました。
- ◆運用開始から5年となる2017年10月25日時点で、基準価額は12,699円（年率リターン5.0%）となり、純資産総額は約307億円となりました。

運用実績



※期間：2012年10月25日（設定日：2012年10月26日）～2017年10月25日(日次)
 ※基準価額は1万円当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※基準価額は設定日前日を10,000円として計算しています。※設定来の分配金はございません。
 ※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※P8の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。



アセットマネジメントOne

商号等：アセットマネジメントOne株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号
 加入協会：一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会

1. バーナンキショック (2013年5月23日)

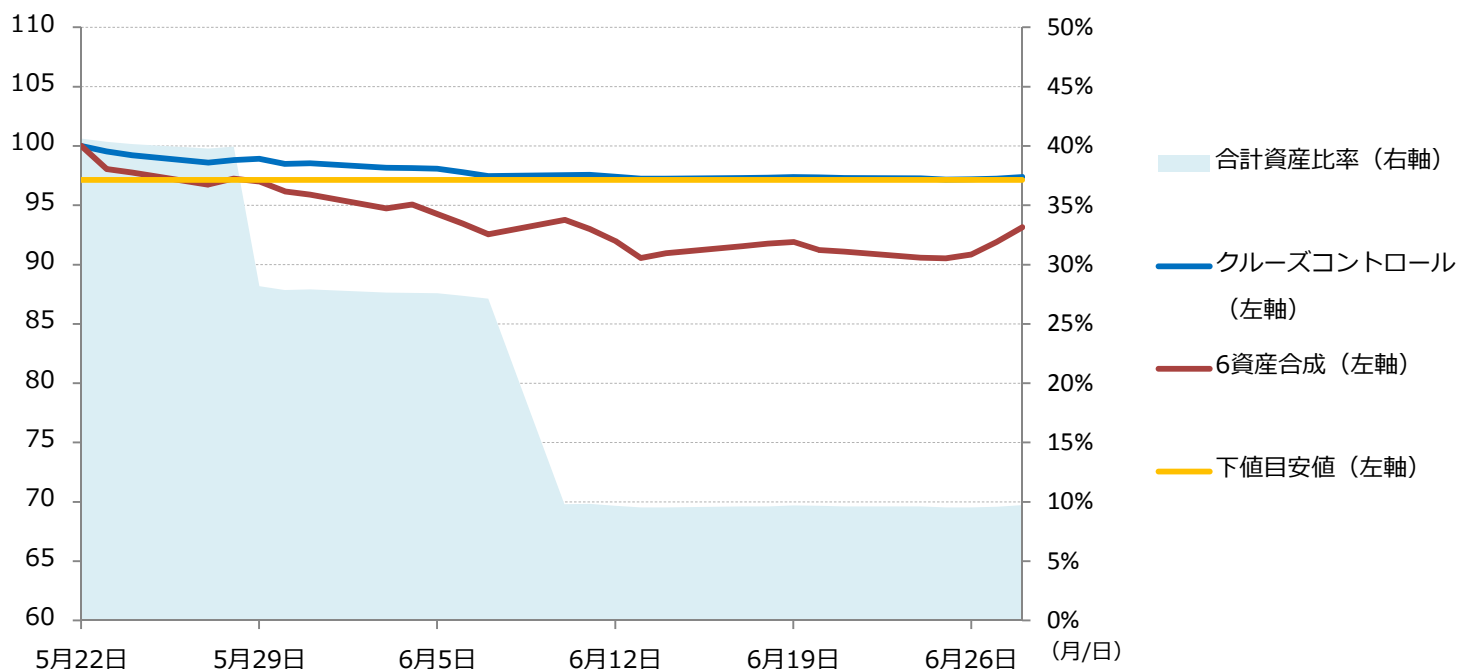
◆市場では…

2013年5月23日、米連邦準備制度理事会（FRB）バーナンキ議長が量的緩和の縮小を示唆したことから市場に動揺が広がり、資産価格は世界的に大きく下落しました。

◆そのときクルーズコントロールは…

クルーズコントロールは、市場の下落に合わせ段階的に組入比率を引き下げ、損失の抑制を図りました。2013年5月22日から2013年6月28日の間で、6資産合成のパフォーマンスが▲6.8%の下落となっているのに対し、クルーズコントロールは下値目安値の設定により、▲2.6%の下落に留めることができました。

運用実績・合計資産比率推移



※期間：2013年5月22日～2013年6月28日（日次）

※クルーズコントロールは基準価額、6資産合成は、国内債券、国内株式、先進国債券、先進国株式、新興国債券、新興国株式を当ファンドの基本配分比率の割合で投資したものととして算出しています。6資産合成で使用した各資産の指数はP8「当資料における使用指数」をご覧ください。※基準価額、6資産合成は2013年5月22日を100として指数化しています。下値目安値は、2013年5月22日の基準価額を100として算出しています。※基準価額は信託報酬控除後の価額です。なお、信託報酬率はP7「ファンドの費用」をご覧ください。

※6資産合成の指数は、当ファンドが市場のイベントの影響等による基準価額の下落を下値目安値までに抑えることをめざすことをご理解いただくための一助として掲載しているものであり、当ファンドのベンチマークではありません。

※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。

2. 新興国通貨下落 (2014年1月23日)

◆市場では…

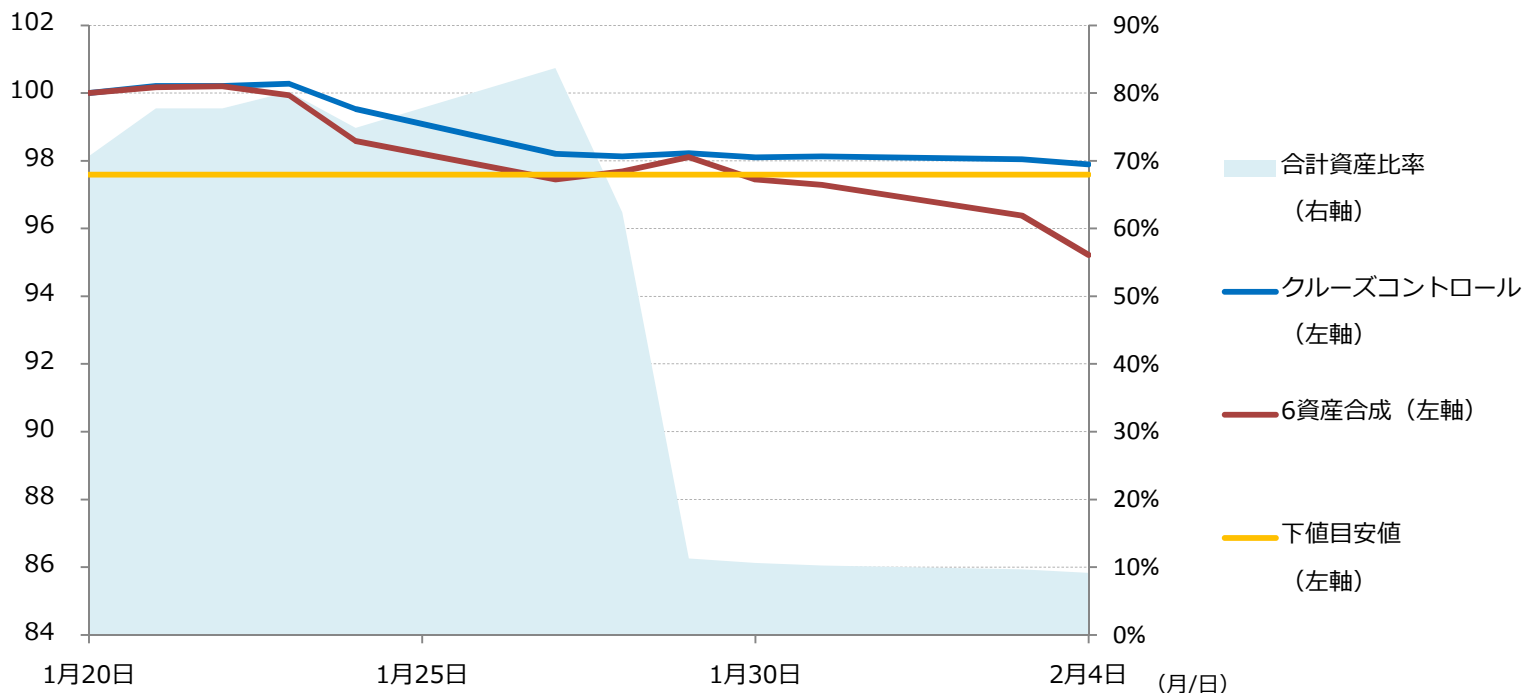
2014年1月23日、アルゼンチン通貨当局が自国通貨アルゼンチンペソを支える目的で行って来た米ドル売り・アルゼンチンペソ買いの為替介入を見送ったことを受け、アルゼンチンペソが急落する等、新興国通貨が大きく下落したことを受け、株式を中心にリスク性資産*は大きく下落しました。



そのときクルーズコントロールは…

クルーズコントロールは、市場の下落に合わせ段階的に合計資産組入比率を引き下げ、損失の抑制を図りました。2014年1月20日から2014年2月4日の間で、6資産合成のパフォーマンスが▲4.8%の下落となっているのに対し、クルーズコントロールは下値目安値の設定により、▲2.1%の下落に留めることができました。

運用実績・合計資産比率推移



*国内株式、先進国株式、新興国株式、先進国債券、新興国債券等をリスク性資産といたします。

※期間：2014年1月20日～2014年2月4日(日次) ※クルーズコントロールは基準価額、6資産合成は、国内債券、国内株式、先進国債券、先進国株式、新興国債券、新興国株式を当ファンドの基本配分比率の割合で投資したものと算出しています。6資産合成で使用した各資産の指数はP8「当資料における使用指数」をご覧ください。※基準価額、6資産合成は2014年1月20日を100として指数化しています。下値目安値は、2014年1月20日の基準価額を100として算出しています。※基準価額は信託報酬控除後の価額です。なお、信託報酬率はP7「ファンドの費用」をご覧ください。※6資産合成の指数は、当ファンドが市場のイベントの影響等による基準価額の下落を下値目安値までに抑えることをめざすことをご理解いただくための一助として掲載しているものであり、当ファンドのベンチマークではありません。

※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。

ファンドマネジャーからみなさまへ

「クルーズコントロール」組成の思い

2017年10月25日に運用開始から5周年を迎えたクルーズコントロールは、リーマン・ショック等の市場急落の際に、資産間の相関が急激に高まり、「分散」の効果を高めたバランスファンドについても基準価額が急落する事態を受けて、そのようなバランスファンドの欠点を克服することを目指して生まれました。

バランスファンドの欠点を克服するための工夫：「下値目安値」

将来何が起こるかわからない不確実な市場環境で、基準価額の下落を抑え安定的に収益を獲得するために重要なことは「分散」です。これまでは、伝統4資産に加え、新興国株式や債券、REITやヘッジファンドを代表とするオルタナティブ資産など、投資する資産の種類を増やすことで「分散」の効果を高めることが主流でした。しかし、クルーズコントロールでは、資産を「分散」するだけでなく、「下値目安値」を設定してファンドの基準価額の下落を抑える仕組みを取り入れました。この「下値目安値」の設定により、バーナキショック、新興市場通貨下落のような資産価格が急落した市場イベントの多くで、基準価額の下落を下値目安値までに抑えることができました。

「クルーズコントロール」：5年を越えて、その先へ

直近の市場環境は、世界の株式市場が堅調に推移してきた一方で、各国の金融政策や北朝鮮情勢などの地政学リスク等、引き続き多くのリスクをはらんでいます。リーマン・ショックのような多くの資産が同時に急落する局面が、また起こるかもしれません。これからも、ファンドの「基準価額の下落を抑える」ことにより安定的な収益をご提供できるよう精一杯運用に努めてまいります。

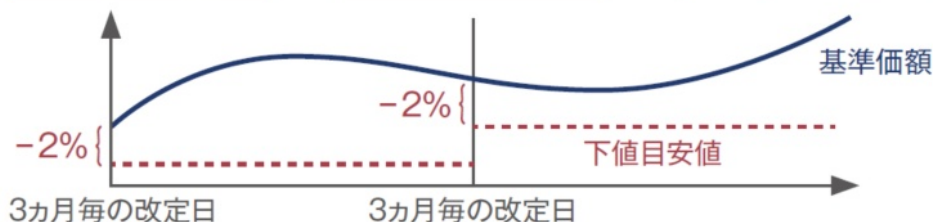
改定日の基準価額の-2%の水準で下値目安値を設けます

下値目安値は、3ヵ月毎に、改定日*1の基準価額の-2%の水準に決定します。

*1 改定日は毎年1月、4月、7月、10月の各11日(休業日の場合には翌営業日)です。

下値目安値のイメージ

$$\begin{array}{ccc} \text{改定日の基準価額} & & \text{下値目安値} \\ \mathbf{10,000\text{円}} & \times & \mathbf{98\%} & = & \mathbf{9,800\text{円}} \end{array}$$



大きな下落を抑えるために現金等を活用します

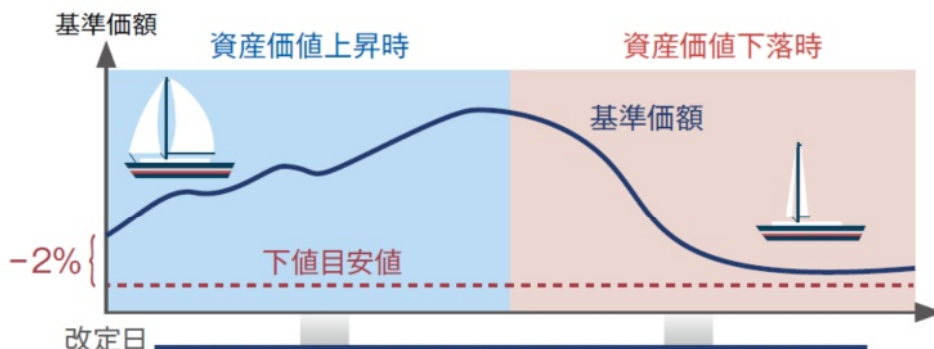
資産価値上昇時は、合計資産比率*2を増加(=現金等*3比率の減少)させることで値上がり益の獲得をめざします。

一方、資産価値下落時は、機動的に合計資産比率を減少(=現金等比率の増加)させることで基準価額下落の抑制をめざします。

*2 合計資産比率とは、「DIAMマネーマザーファンド」を除く6つのマザーファンドの投資比率の合計をいいます。

*3 現金等とは、短期国債、コール・ローンなどの短期金融資産等をいい、当該資産へは、「DIAMマネーマザーファンド」を通じてまたは直接投資を行います。

*合計資産比率の決定にあたっては、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社の投資助言を活用します。



基準価額の水準や市場環境等に応じて現金等の組入比率を調整することで合計資産比率を機動的に変更します。

値上がりを狙う

合計資産比率を引き上げる(=現金等比率を引き下げる)ことで、基準価額の上昇を狙います。

現金等比率

下落の抑制を図る

合計資産比率を引き下げる(=現金等比率を引き上げる)ことで、基準価額が下値目安値を下回らないことをめざします。

現金等比率

※下値目安値は、基準価額がこれを下回らないように目標とされる水準であり、基準価額が下値目安値を下回らないことを委託会社が保証するものではありません。

※ただし、当該水準は委託会社の判断により今後変更する場合があります。

※上記はイメージ図であり、実際にはこれと異なる場合があります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。また、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

ファンドの特色(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

○ 国内外の6資産に分散投資することにより、信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

・国内外の株式および公社債に、以下のマザーファンドを通じて実質的に投資します。

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド、
外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド、
エマージング債券パッシブ・マザーファンド、エマージング株式パッシブ・マザーファンド

・マザーファンドのほか、有価証券指数等先物取引等、指数に連動する投資成果をめざす上場している投資信託証券(ETF)、短期金融資産等へ投資する場合があります。

・実質的な組入外貨建資産に対しては、原則として、対円で為替ヘッジを行いません。

○ 基準価額の下落を一定水準(下値目安値(*))までに抑えることを目標とします。

・下値目安値は、3ヵ月毎に下値目安値の改定日(毎年1月、4月、7月、10月の各11日。休業日の場合には、翌営業日。)を設け、改定日における基準価額から-2.0%の水準とします。ただし、当該水準は、委託会社の判断により今後変更する場合があります。

・上記の運用目標は、現金等(**)を活用し、基準価額の水準や市場環境等に応じて投資対象資産の合計資産比率(***)を機動的に変更することで行います。

(*)基準価額が下値目安値を下回らないことを委託会社が保証等するものではありません(相場急落の場合などには、基準価額が下値目安値を下回る場合があります)。

(**)現金等とは、短期国債、コール・ローンなどの短期金融資産等をいい、当該資産へは、「DIAMマネーマザーファンド」を通じてまたは直接投資を行います。

(***)合計資産比率とは、「DIAMマネーマザーファンド」を除く6つのマザーファンドの投資比率の合計をいいます。

※各資産への投資比率および合計資産比率の決定にあたっては、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社から投資助言を受けます。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資リスクと費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。その他の留意点など、くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- 資産配分リスク…………… 当ファンドの実質資産配分において、収益率の悪い資産への配分比率が大きい場合、基準価額が下がる場合があります。
当ファンドは現金等の保有比率を増加させることにより、基準価額の下落リスクの低減をめざして運用を行いますが、当手法が効果的に機能しない場合等により、基準価額の下落リスクを低減できない場合や、市場全体の上昇に追従できない場合があります。
- 株価変動リスク…………… 当ファンドは、実質的に株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。
- 金利リスク…………… 一般的に金利が上昇すると債券の価格は下落します。当ファンドは、実質的に債券に投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。
- 為替リスク…………… 当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。
- 信用リスク…………… 当ファンドが実質的に投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式・債券の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。
- 流動性リスク…………… 当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなる場合があります。基準価額に影響をおよぼす可能性があります。
- カントリーリスク…………… 当ファンドの実質的な投資対象国・地域における政治・経済情勢の変化等によっては、運用上の制約を受ける可能性があります。基準価額が下がる要因となります。

当ファンドへの投資に伴う主な費用は購入時手数料、信託報酬などです。

費用の詳細につきましては、当資料中の「ファンドの費用」および投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お申込みメモ(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドン証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 ・フランクフルト証券取引所の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	無期限(2012年10月26日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ・受益者のために有利であると認めるとき。 ・受益権口数が10億口を下回るようになった場合。 ・マザーファンドのベンチマークである対象インデックスが改廃された場合。 ・やむを得ない事情が発生したとき。
決算日	毎年1月および7月の各11日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」の適用対象です。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。

ファンドの費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

※上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示していません。

●投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 3.24%(税抜3.00%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.512%(税抜1.40%)
その他の費用・ 手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・組入る有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

投資信託ご購入の注意

投資信託は、

- ① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡す投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 当ファンドは、実質的に債券、株式等の値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

◆収益分配金に関する留意事項◆

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことです。受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することとなります。

◆委託会社およびファンドの関係法人◆

- <委託会社>アセットマネジメントOne株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
 加入協会:一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会
- <受託会社>みずほ信託銀行株式会社
- <販売会社>販売会社一覧をご覧ください
- <投資顧問会社>みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社

◆委託会社の照会先◆

- アセットマネジメントOne株式会社
 コールセンター 0120-104-694
 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)
- ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

【当資料における使用指数】

- 国内債券: NOMURA-BPI総合 ○先進国債券: シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジなし) ○新興国債券: JPモルガン・エマーシング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース、為替ヘッジなし) ○国内株式: 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株式: MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし) ○新興国株式: MSCIエマーシング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)

【指数の著作権等】

・NOMURA-BPI総合は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。・シティ世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利はシティグループ・インデックスLLCに帰属します。・JPモルガン・エマーシング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。・東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株東京証券取引所)が有しています。なお、本商品は、(株東京証券取引所)により提供、保証又は販売されるものではなく、(株東京証券取引所)は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。・MSCIコクサイ・インデックス、MSCIエマーシング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

販売会社（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

○印は協会への加入を意味します。

2017年10月31日現在

商号	登録番号等	日本証券 業協会	一般社団 法人日本 投資顧問 業協会	一般社団 法人金融 先物取引 業協会	一般社団 法人第二 種金融商 品取引業 協会	備考
株式会社東北銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第8号	○				
株式会社東邦銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第7号	○				
株式会社群馬銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第46号	○		○		
株式会社横浜銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第36号	○		○		
株式会社北陸銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第3号	○		○		
株式会社富山銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第1号	○				
スルガ銀行株式会社	登録金融機関 東海財務局長(登金)第8号	○				
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第3号	○		○		
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第6号	○		○		
株式会社紀陽銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第8号	○				
株式会社広島銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第5号	○		○		
株式会社阿波銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第1号	○				
株式会社伊予銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第2号	○		○		
株式会社十八銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第2号	○				
株式会社肥後銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第3号	○				
株式会社鹿児島銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第2号	○				
株式会社きらやか銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第15号	○				
株式会社仙台銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第16号	○				
株式会社東和銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第60号	○				
株式会社神奈川銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第55号	○				
第一生命保険株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第657号	○	○			
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○		○		
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第370号	○				
いよぎん証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第21号	○				
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第52号	○	○	○		
日本アジア証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第134号	○				
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2938号	○				
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第8号	○				
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○	
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	○				
立花証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第110号	○		○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○		○	○	
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第36号	○				
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第24号	○				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○		
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号	○				
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号	○				
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号	○				
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第24号	○				
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号	○	○			
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第8号	○				

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)

販売会社（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

以下は取次販売会社です。

2017年10月31日現在

○印は協会への加入を意味します。

商号	登録番号等	日本証券 業協会	一般社団 法人日本 投資顧問 業協会	一般社団 法人金融 先物取引 業協会	一般社団 法人第二 種金融商 品取引業 協会	備考
水戸信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第227号					
埼玉縣信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第202号	○				
平塚信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第196号					
朝日信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第143号	○				
城北信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第147号	○				
富山信用金庫	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第27号					
福井信用金庫	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第32号					
浜松信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第61号					
東濃信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第53号	○				
長浜信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第69号					
湖東信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第57号					
京都信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第52号	○				
京都中央信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第53号	○				
大阪シティ信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第47号	○				
北おおさか信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第58号					
大和信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第88号	○				
奈良中央信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第72号					
きのくに信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第51号					
神戸信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第56号					
姫路信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第80号	○				
兵庫信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第81号	○				
尼崎信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第39号	○				
但馬信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第67号					
水島信用金庫	登録金融機関 中国財務局長(登金)第48号					
西中国信用金庫	登録金融機関 中国財務局長(登金)第29号					
高松信用金庫	登録金融機関 四国財務局長(登金)第20号					
観音寺信用金庫	登録金融機関 四国財務局長(登金)第17号					
幡多信用金庫	登録金融機関 四国財務局長(登金)第24号					

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)